

伊勢市条例第 号

伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、伊勢市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する基本構想及び同条第 3 号に規定する基本計画において定める施策の基本的な方針の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)

- 2 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 1 号）は、廃止する。

(伊勢市総合計画条例の一部改正)

- 3 伊勢市総合計画条例の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、基本計画において定める施策の基本的な方針について準用する。